最終更新日:2015年4月1日

大和冷機工業株式会社
代表取締役社長 尾崎 敦史
問合せ先:06-6767-8171
証券コード:6459
http://www.drk.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスとは、株主、顧客、従業員、取引先、地域社会など様々なステークホルダー(利害関係者)との関係における企業経営の基本的枠組みのあり方であると理解しております。
当社は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するような環境を整えることが、継続的な企業価値を高めていくうえで極めて重要な事項であるとの認識のもと、企業を取り巻く経営環境の変化や、事業内容、経営規模等を勘案しつつ、コーポレート・ガバナンス体制の充実に取り組んでまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社日本冷機	6,913,985	13.37
有限会社ディ・アール・ケイ	6,386,000	12.35
尾崎　敦史	3,763,000	7.28
尾崎　理恵	2,572,000	4.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,356,200	4.56
尾崎　雅広	2,300,000	4.45
INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLEL Y IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPANーUP	2,282,000	4.41
CGML PB CLIETNT ACCOUNT/COLLATERAL	1,047,400	2.03
株式会社三井住友銀行	1,000,000	1.93
MELLON BABK TREATY CLIENTS OMNIBUS	929,400	1.80

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社において、現状では該当する個別事情はございません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
西久保　博康	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西久保　博康		他の会社の出身者	ビジネスの経験および経営判断等に関する知見を有しており、長年のビジネス経験等から当社の経営の監督に活かしていただくため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査業務を充実させるため、監査役は会計監査人と随時情報交換を行い有機的な連携を保っています。
具体的には、監査役は会計監査人から4月に1年間の監査計画の提出を受け重点課題等の内容を検討し、期中に開催する業務連絡会において実施状況の報告（マネジメント・レター）を受け、期末には「監査実施説明書」を受領し、必要に応じて説明を求め、また、随時意見交換を行なうなど相互連携を図っております。
また、問題点の是正・改善並びに未然防止のために、適宜「連絡会」を開催し情報や意見の交換を行なっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
日下　敏彦	他の会社の出身者													○
小野　芳明	他の会社の出身者							△						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
日下　敏彦	○	当社独立役員 税理士法人日下事務所代表社員	財務および会計に関する知見を有しており、当社の経営判断に的確な助言が得られると判断いたしました。 また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
小野　芳明		他の会社の出身者	金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有しており、当社の経営判断に 的確な助言が得られると判断いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

――――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する	

施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現状では具体的な施策はございません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当事業年度に係る報酬等の総額
取締役　10名　268,064千円（うち社外１名　13,433千円）
監査役　３名　　14,266千円（うち社外２名　7,514千円）
上記の報酬等には、役員賞与引当金相当額（取締役42,000千円、監査役1,200千円）を含んでおります。
上記の報酬等には、役員退職慰労引当金繰入額（取締役37,237千円、監査役730千円）を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲で当社の業績及び各取締役の業績を加味して決定しております。
また、退職慰労金については、当社規定に基づき決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役の業務を補助すべき専任者は置いておりませんが、内部監査部門が必要に応じてサポートすることにしております。
また、内部監査部門より内部監査の結果および指摘事項に係る是正の状況等を報告しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

取締役は、取締役会を適宜開催し、経営の基本方針、重要な業務の意思決定などを行なっております。
当社は、執行役員制度を採用しており、取締役会での意思決定に基づき執行役員が担当業務の執行を行なっております。
また、取締役、執行役員および幹部社員等で構成する経営会議を原則として月一回開催して、最新情報を共有しつつ事業展開のあり方等を協議しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

各取締役が他の取締役の職務執行が法令・定款に反していないかを相互監視し、その適正性を確保しております。
また、監査役が取締役会や経営会議等の重要な会議に出席して適宜議案の審議に必要な発言を行うほか、内部監査部門や会計監査人と意思疎通を図り取締役の職務執行状況を厳正にチェックしており、経営の監視について十分に機能する体制が整っていると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、報告書	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室にIR担当者を置いております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の経営理念として「社会の繁栄に貢献する」「顧客のニーズに応える」「企業の安定成長をはかる」「社員の生活向上に努める」を掲げ事業活動を推進しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	冷媒（フロン）回収の推進、省エネ製品の開発

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

（1）基本的な考え方
当社は、経営理念である「社会の繁栄に貢献する」「顧客のニーズに応える」「企業の安定成長をはかる」「社員の生活向上に努める」を実現するためには、業務の有効性・効率性を追求するとともに、法令遵守を基本とした内部統制システムの整備・改善が必要不可欠と認識しております。

（2）内部統制システムの整備の状況
1. コンプライアンス体制
・関係法令の遵守と企業倫理の徹底に向け、会社および役員・従業員が、その業務遂行に際して遵守するべき行動の規範を定めた企業行動規範を定め、全事業所に掲げるなどして全職員に周知徹底しております。
・内部監査部門は、その監査において業務上の法令違反等の重大な事項を発見した場合は、直ちに取締役および監査役に報告することとしております。
・内部通報制度を設け、社員等から法令遵守と企業倫理に関する通報、相談を受け、必要な措置を講ずる体制を整えております。
なお、本制度においては、社内窓口のほか、社外弁護士事務所も通報窓口としております。

2. 情報管理体制
取締役会その他の経営会議体の記録、稟議書等の決裁書類、その他の取締役の業務執行に関する情報については、法令及び社内規定に従い、適切に保存、管理しております。
なお、重要な会社情報については、法令、証券取引所規則及び内部者取引管理規則に従い、適時かつ適切に開示することにしております。

3. リスク管理体制
当社グループは、競合・景気変動・製品の品質・環境影響・情報漏洩・法律違反等の問題等それぞれのリスク毎に組織的・体系的にまた迅速に対応することとしております。
なお、法律上の判断等が必要なときには顧問弁護士等と十分協議の上、対応することとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力の排除は、市民社会の秩序や安全の確保のために必要であると認識しております。また、当社の企業行動規範にも「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力および団体とは、一切関係を持ちません。」と掲げており、反社会的勢力からの不当要求には断固拒絶するように全社に周知しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

現在のところ、買収防衛策は導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 開示に関する基本的な考え方
当社は、投資家への適時・適切な会社情報の開示が、株式等にかかる公正な価格形成に貢献し、広く金融商品市場の健全化に資することを認識しており、投資者の投資判断に重要な影響を与える事実や決算情報等を適切に管理し、できる限り迅速な開示を目指しております。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制
(1)適時開示体制について
・各部門で発生した重要な事実は、部門長が情報管理責任者に申告することとなっております。
また、情報管理責任者は、経営会議等の重要な会議の出席メンバーであり、当該会議に出席し、当社グループの情報を網羅的に収集できる体制になっております。
・収集された情報のうち、投資者の投資判断に重要な影響を与える可能性のあるものについては、取引管理規則の定めに従い、社内外に漏洩することないよう必要な措置を講じて管理することとなっております。
ただし、業務遂行上必要と認めるときは、当該業務に関係あるものにのみ伝達することができることになっております。
・情報に対する開示の要否は、情報管理責任者が金融商品取引法・関係政省令および金融商品取引所の定める規則等に基づき関連部署と検討を行い、当該情報が重要事実か否かを判定することとなっております。
・重要事実や決算情報については、代表取締役に報告し、必要に応じて取締役会を招集し、承認を得た上で、可能な限り迅速に開示することとなっております。
また、適時開示の公表の担当部門は経理部門としておりますが、公表内容に応じ、総務部門、IR担当者がこれにあたることがあります。
なお、当社は、経営企画室の執行役員をIR担当者に任命しております。

(2)内部者取引について
役職員等がその職務に関して取得する内部情報の管理・服務等の基本的事項を定めた「内部者取引管理規則」において役職員の株式等の売買規制に係る項目を設け運用するとともに、注意喚起をしております。

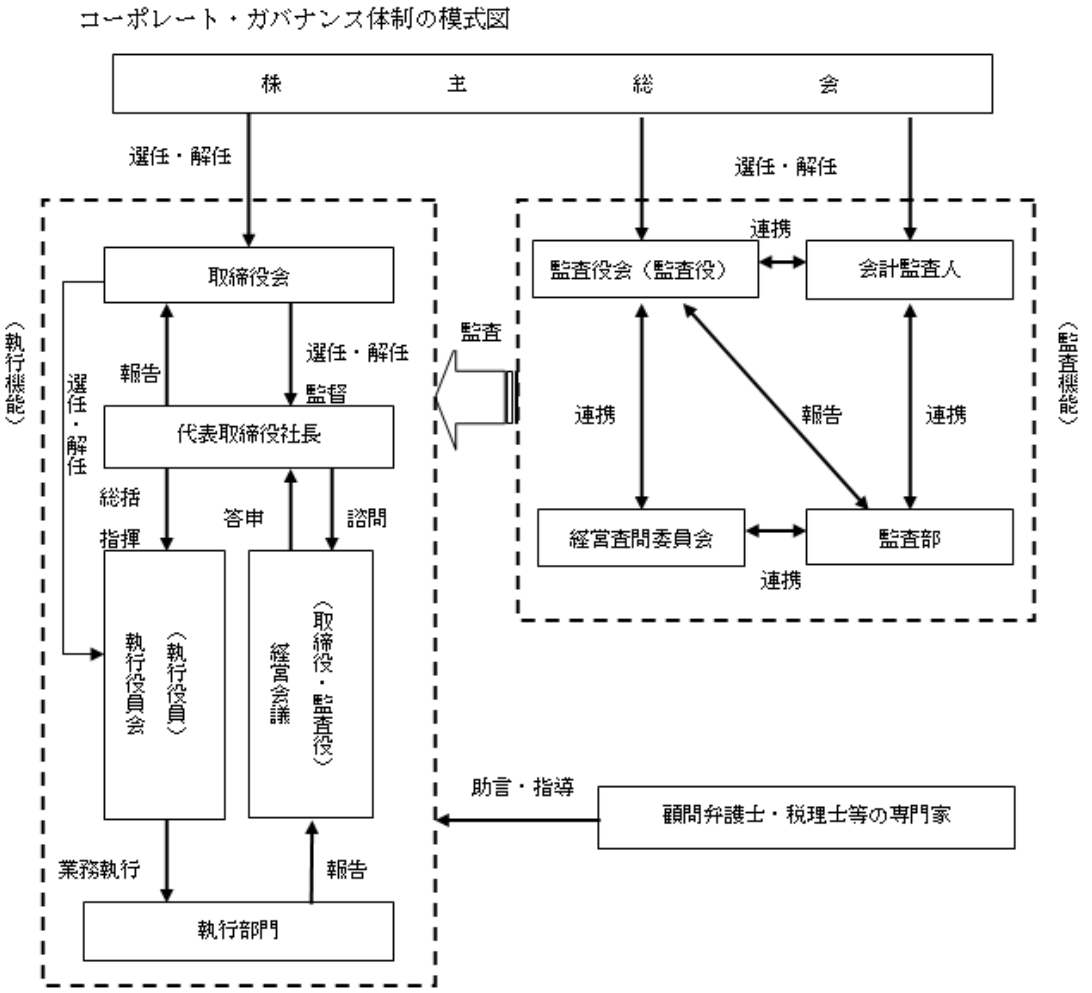

適時開示体制フロー

